

いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名称 いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務

2 計画施設概要

- (1) 施設名称 未定
- (2) 敷地の場所 いなべ市大安町大井田地内
- (3) 施設用途 保育所型認定こども園

(令和6年国土交通省告示第8号別添二第十一号第1類とする。)

3 履行期間 契約の日から令和10年12月15日まで

4 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 約19,000㎡
- イ 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内、用途地域の指定なし

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 計2,500㎡程度
(屋外倉庫、駐車場等附属施設のほか、別棟子育て支援センターを含む。)
- イ 主要構造 いなべ市公共建築物等木造利用方針に基づき、木造化を促進する公共建築物の対象とする。なお、木造の採用に当たっては、建設コスト縮減に十分留意すること。
- ウ 階数 地上1階建
- エ 耐震安全性の分類
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- (ア) 構造体 II類
- (イ) 建築非構造部材 B類
- (ウ) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 本業務内（基本設計段階）にて、工事費を検討の上決定
- イ 予定工期 想定780日間（敷地造成工事期間も含む）本業務内にて工程を検討の上決定

(4) 設計と条件

令和4年5月に発生した火災によって、笠間保育園（現笠間こども園）が焼失したため、新たな敷地に新園舎を建設する計画である。

新園舎の施設整備により、現児童に対する保育の継続に加え、保育ニーズが増加している0歳から2歳までの児童に対する保育受入れ体制が充実し、児童を預けられる環境を整えることを目的とする。

また、敷地内には未就園のこどもとその保護者が集う場として、子育て支援センターを併設する。

ア こども園新園舎

(ア) 施設利用者

児童数 168 人程度

職員総数 50 人程度（保育関係職員 45 人程度 調理関係職員 5 人程度）

（1 日の職員数 40 人程度（保育関係職員 35 人程度 調理関係職員 5 人程度））

(イ) 必要諸室等

a 保育室

0 歳児室 30 m²程度×2 室（児童 6 人×2 クラス想定）

1 歳児室 60 m²程度×1 室（児童 12 人×1 クラス想定）

2 歳児室 60 m²程度×2 室（児童 12 人×2 クラス想定）

3 歳児室 60 m²程度×2 室（児童 20 人×2 クラス想定）

4 歳児室 60 m²程度×2 室（児童 20 人×2 クラス想定）

5 歳児室 60 m²程度×2 室（児童 20 人×2 クラス想定）

早朝・延長保育室（未満児用） 60 m²程度×1 室

（早朝保育及び延長保育以外の時間帯は、一時預かり保育室として利用する）

早朝・延長保育室（以上児用） 保育室の 1 室を兼用する

b その他諸室

遊戯室、図書室（又は絵本コーナー）、職員室、給湯室、相談室、医務室、調理室、職員更衣室・休憩室、調理員更衣室・休憩室、便所、倉庫等

c 屋外施設

屋外遊戯場（園庭、自然保育エリア、総合遊具、各種遊具、砂場、畑）、屋外プール置場（プール 3.5m×7m 程度×2 基）、屋外倉庫（40 m²以上）、駐車場（施設利用者用 80 台程度、施設職員用 40 台程度）、駐輪場（10 台程度）、その他（外構、植栽）

(ウ) その他

「別紙 1 設計に際しての留意事項書」による

(オ) (ア)から(ウ)についての詳細は、業務受託後、発注者との協議により決定する。

イ 子育て支援センター

(ア) 施設利用者

児童及び保護者 1 日当たり 15 組程度（30 人程度）

職員数 2～3 人程度

(イ) 必要諸室等

a プレイルーム 130 m²程度×1 室

事務室 25 m²程度×1 室

会議室 20 m²程度×1 室

相談室 10 m²程度×1 室

b その他諸室

倉庫、トイレ、授乳室（コーナー）、給湯室 適宜

c 屋外施設

専用庭 300 m²程度（園庭、各種遊具、砂場等）、駐車場（施設利用者用 10 台程度こども園駐車場と兼用可）、施設職員用 3 台程度）

(ウ) その他

「別紙 1 設計に際しての留意事項書」による。

(オ) (ア)から(ウ)についての詳細は、業務受託後、発注者との協議により決定する。

第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和 6 年 3 月 26 日国営整第 213 号）による。なお、公共建築設計業務委託共通仕様書中、「調査職員」とあるのは、「監督員」に読み替えるものとする。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲（内容は「別紙 2 一般業務の内容」による。）

ア 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 敷地調査業務（内容は、「別紙 3 敷地調査特記仕様書」による。）
- 敷地造成設計業務（内容は、「別紙 2 一般業務の内容」に準ずる。）
- 外構・ランドスケープ設計業務（内容は、「別紙 2 一般業務の範囲」に準ずる。）
- 既存建築物等解体設計業務（内容は、「別紙 4 解体設計業務特記仕様書」による。）
- 積算業務
 - 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
 - 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
 - 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
 - 土木積算（敷地造成工事に係る積算）（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
 - 外構積算（建築外構工事に係る積算）（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

- 解体積算（解体工事に係る積算） 上記、既存建築物等解体設計業務（内容は、「別紙4 解体設計業務特記仕様書」による。）による。
- 工事費設計内訳書の作成業務
- 透視図作成
 - 種類
 - 判大きさ （○鳥瞰図 ○外観 ○内観）
 - 枚数 （・A1 ○A2 ・A3）
 - 額の有無 （・有 ○無）
 - 額の材質 （・木製 ・アルミ製）
 - 電子データ（○要 ・不要）
- 模型製作（打合せに利用するための白色模型。竣工後は破棄するため、精巧なものは想定していない。）
 - 縮尺 （・1/100 ○1/200程度 ・1/300）
 - 主要材料（・アクリル製着色模型 ・上質紙着色模型 ○スチレンボード製白色模型）
 - ケースの有無 （・有 ○無）
 - 模型の写真撮影 （・有 ○無）
 - 間仕切壁の作成 （○要（屋根は外せるようしておくこと。） ・不要）
- 確認申請手続き業務（構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定手続き業務を含む）
- 開発許可申請手続き業務
- 三重県副産物処理基準に基づくリサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
 - ・ 日影図の作成
- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく申請手続き業務
- 三重県景観計画に基づく届出書の作成
- 土壤汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届出手続き業務
- いなべ市環境保全条例に基づく環境保全に係る届出書の作成
- 河川保全区域内の行為の許可手続き業務
- 砂防指定地内行為許可申請手続き業務
- その他関係法令に基づく各種申請等手続業務及び補助金申請業務への協力
- ※ 各種申請手続を要するものについては、確認済等適合確認するまでを業務とする。
- ※ 各種申請に要する申請手数料は別途、発注者にて準備するが、当該申請が不適合等により再申請を要する場合の手数料は、受注者の負担とする。

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務に「別紙5 適用基準等」に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(3) プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 配置技術者の資格要件

配置技術者の資格要件は次による。なお、管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は各1名とし、兼ねることはできないものとする。

⊙ 管理技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

⊙ 意匠主任技術者 建築士法による一級建築士

⊙ 構造主任技術者 建築士法による構造設計一級建築士

⊙ 電気設備主任技術者 建築士法による設備設計一級建築士

又は建築士法施行規則（昭和25年建設省第38号）による建築設備士

⊙ 機械設備主任技術者 建築士法による設備設計一級建築士

又は建築士法施行規則（昭和25年建設省第38号）による建築設備士

※ 「管理技術者」とは、契約の履行に当たり、業務の管理及び統括を行う者をいう。

※ 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

(5) 貸与資料等

受注者に次の資料を貸与する。

⊙ 測量図（平面実測図及び現況測量図）

⊙ 既存建築物解体設計に係る資料

⊙ 類似施設（他のいなべ市立園）の図面

貸与場所 いなべ市役所本庁舎 健康こども部保育課 貸与時期 業務着手時期以降

返却場所 いなべ市役所本庁舎 健康こども部保育課 返却時期 貸与時期の1か月後

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（関係者協議・ヒアリング・説明会等は、特に基本設計検討時において、円滑かつ適切な計画策定のため、必要な時期に必要な頻度で実施する。）

(7) 業務委託料の変更等

建築設計業務を実施した結果の延べ面積と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした本特記仕様書で示した延べ面積との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

(8) 業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲 開発許可の取得

イ 指定部分の履行期限 令和 10 年 8 月末（本事業は新園舎の早期開園を課題の一つとしており、受注者は、関係機関との協議を迅速に行い、可能な限り早期の取得に努めること。）

イ 成果物の提出場所 いなべ市役所本庁舎 健康こども部保育課

ウ 成果物の提出期限について

履行期間には、監督員による照査期間等を見込んでいるため、積算前確認・検査前確認・検査に要する資料として次に掲げる図面等を提出すること。

	提出物	部数	提出期限	図面サイズ
積算前 確認用	別紙 6 のうち ○各種設計図 ○各種計算書（積算に関するものを除く）	各 1 部	業務計画書工程に応じて、工事費積算着手前まで	○A3 版(縮小)
検査前 確認用	別紙 6 一式	各 1 部	履行期限の概ね 30 日前まで	○A3 版(縮小) ・ A2～A0 版(非縮小)
検査用		各 1 部	検査当日	○A3 版(縮小) ・ A2～A0 版(非縮小)

エ 成果物の取扱いについて

提出された成果物については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(9) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

- ・ 契約書第 42 条の特則は適用しない。
- ・ 本年度の前金払は行わないものとし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できるものとする。

○令和 8 年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。

(10) その他

延べ面積が 2,000 m²を超える建築物の建築設備に係る設計については、建築設備士の意見を聴くこと。ただし、設備設計一級建築士が設計する場合を除く。

3 成果物、提出部数等

「別紙 6 成果物等」による。

4 三重県認定リサイクル製品の使用について

設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。

検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。

5 暴力団員等による不当介入（いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 2 条第 1 項第 11 号）を受けた場合の措置について

(1) 契約者等（下請負人を含む。以下同じ。）は暴力団員等（いなべ市の締結する契約等からの

暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うこと。この場合において、不当介入による被害を受けているときは、被害届を速やかに警察に提出すること。

- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 契約者等は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

設計に際しての留意事項書

1 基本設計段階における留意事項

- ・建築設計業務は、基本設計段階における各種検討と決定が重要であり、受注者（設計者）は、担当課との十分な議論とともに、施設側（こども園）の意向を深く洞察し、その実現に向けて最善を尽くすこと。
- ・各種検討においては、単一の提示に留まらず、複数案による比較検証を行い、各案のメリットデメリットを明確に提示すること等により、発注者との合意形成を図りながら、最善の成果を図るものとする。

2 敷地利用計画における留意事項

- ・本事業用地は下表のとおり

土地等の表示						
市町村	町 大字	字	地 番	登記地目	地積 (㎡)	
					登記	実測
いなべ市	大安町大井田	字砂具道	2717 番 3	宅地	4962.90	4,962.85
			2717 番 7	宅地	289.92	289.94
			2717 番 8	用悪水路	85.71	85.72
			(*)2717 番 9	原野	1553	1,553.00
			(*)2717 番 13	雑種地	127	127.59
		字西ノ口	3298 番	公衆用道路	1132	1,132.69
			3299 番	用悪水路	243	243.15
			3300 番	用悪水路	72	77.50
			3301 番	公衆用道路	400	421.52
			(*)3302 番	田	1938	1,937.99
			(*)3305 番 1	田	2342	2,342.69
			(*)3306 番 1	田	2192	2,192.60
			(*)3307 番 1	田	3670	3,670.79
		計 (実測)				

- ・本事業用地の測量図は、【資料1 平面実測図】及び【資料2 現況測量図】のとおり。（2次審査対象者にはcadデータ提供予定）
- ・本事業は、その用地買収に当たり、譲渡所得等に係る課税の特例の適用関係について税務署と事前協議を行っており、次の地番上の土地（6筆）には、子育て支援センター棟を計画しないこと。（駐車場は、こども園と共用可）
(*)2717 番 9、(*)2717 番 13、(*)3302 番、(*)3305 番 1、(*)3306 番 1、(*)3307 番 1
- ・計画上やむを得ない場合や、現況のままとすることが合理的である場合等で、かつ、その後の維持

管理上支障がない場合は、本事業として示す用地の一部に未利用地が生じてよい。ただし、上記の地番上の土地（6筆）は必ず事業範囲に含めること。

- ・本事業用地周辺の道路の状況は、【資料3 道路網図】のとおり。
- ・本事業用地内に存する市道（大井田3区278号線の一部）部分は、市道廃止し建物敷地として利用することや、敷地内通路として利用することは可能である。なお、市道を廃止する場合は、発注者がその手続きを行う。
- ・本地事業用地周辺の上水道の状況は、【資料4 上水管路図】のとおり。
- ・本事業用地内に存する市道（大井田3区278号線の一部）に配水送水管が敷設してあるため、市道を廃止し、建物敷地として利用する場合や敷地内通路として利用する場合には、配水送水管の移設が必要となる。この場合、本事業用地外に移設するものとして別途設計するため、配水送水管移設に係る設計は本業務には含まない。
- ・本事業用地内東側には、上水道本管が敷設してあるため、維持管理ができるようにしておくこと。
- ・本地事業用地周辺の下水道の状況は、【資料5 下水管路図】のとおり。
- ・本事業用地周囲には、下水道本管の敷設がなく、南方から下水道本管を延長し、敷地内の汚水ポンプによる圧送を想定している。下水道本管の延長は別途設計するが、汚水ポンプの設計は本業務に含む。なお、汚水ポンプの詰まり除去等の維持管理ができるよう、車両スペース等を確保しておくこと。
- ・本事業において整備する保育所型認定こども園及び子育て支援センターの利用者の大半は自家用車での来館を想定しており、バス通園は想定していない。（遠足等イベント時のみ観光バス利用）
- ・本地事業用地内に存する農業用水路は、必要に応じて本事業用地内で移設取り回しとする。移設に係る設計は本業務に含む。
- ・本事業用地北側（用地外）の河川沿通路には、現状で一般利用があるため、アクセスできるようにしておくこと。（駐車場を介してのアクセスでも可）

3 建築計画における留意事項

- ・市内の宅地開発等による住宅供給状況によっては、年度によって学年のクラス数変動（増減）することや、市全体の入園申請状況に応じて、未満児（0～2歳児）クラス数を増やす場合があり、この場合、以上児（3～5歳児）クラスは最小で各1室、残りを未満児クラスとして運用する可能性があることから、このような変動があっても、最小限の改修等によって保育環境が構築できるよう、建物計画に留意するとともに、屋外環境（園庭等）との関係性においても留意し計画すること。
- ・こども園開園時間
通常保育時間 8：30～16：30
早延長保育時間 7：30～8：30、16：30～18：00
- ・子育て支援センター開所時間 9：00～12：00、13：00～15：00

- ・本事業用地北側は、2Hルール（「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日建設省河治発第40号河川部長あて治水課長通達）により、計画の内容によっては、工作物設置の制限を受ける場合があるので留意すること。

4 園庭計画における留意事項

- ・いなべ市では、自然を活用し体験活動を取り入れた「自然保育」に取り組んでおり、屋外施設の自然保育が実践できる園庭の計画に当たっては、【資料6 いなべブランド冊子（抜粋）】のほか、以下の事項に留意すること。

○いなべ市の自然保育

自然は人が生きる上で必要不可欠なもので私たちの身近に存在します。日々の暮らしの中で自然は私たちと深くつながっています。身近な環境や人、自然とのつながりの中で、こどもたちが直接自然に触れ、五感を働かせて、いろいろなことを試したり、考えたり、心を動かされる体験を繰り返し行うことで、こどもの創造性や主体性が生まれ、自己肯定感が向上し、生き抜く力を育むと考えられています。

はじめの100か月の育ちが生涯のウェルビーイングの向上に特に重要です。そこで、こどもが生活の主体となって自ら動く力を獲得するための理想的な動線を確認するだけでなく、生態系の循環、ヒトとしての本来の暮らし、手仕事、技を毎日の遊びを通じて学ぶことができるように取り組みを進めています。

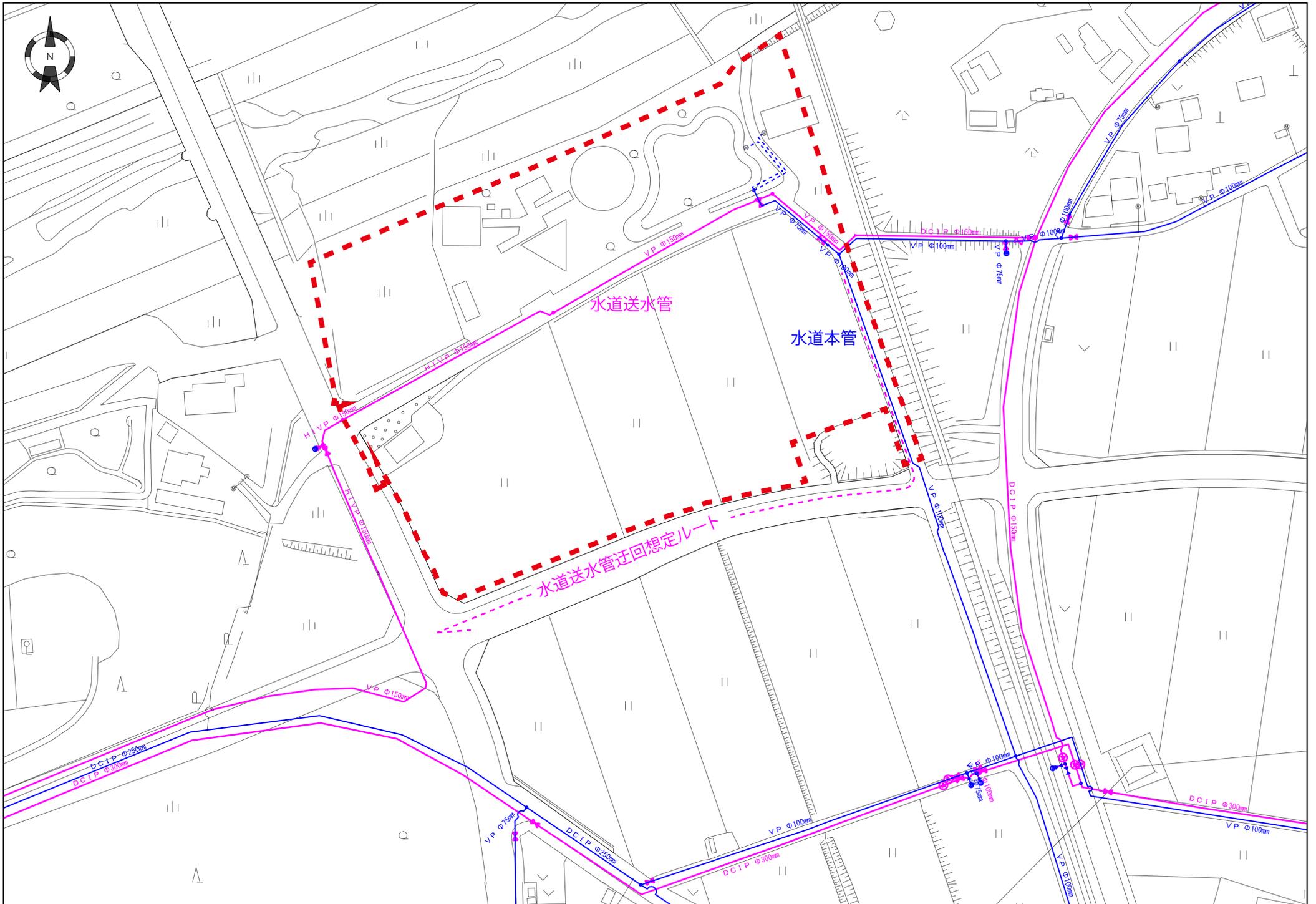
○実践していること

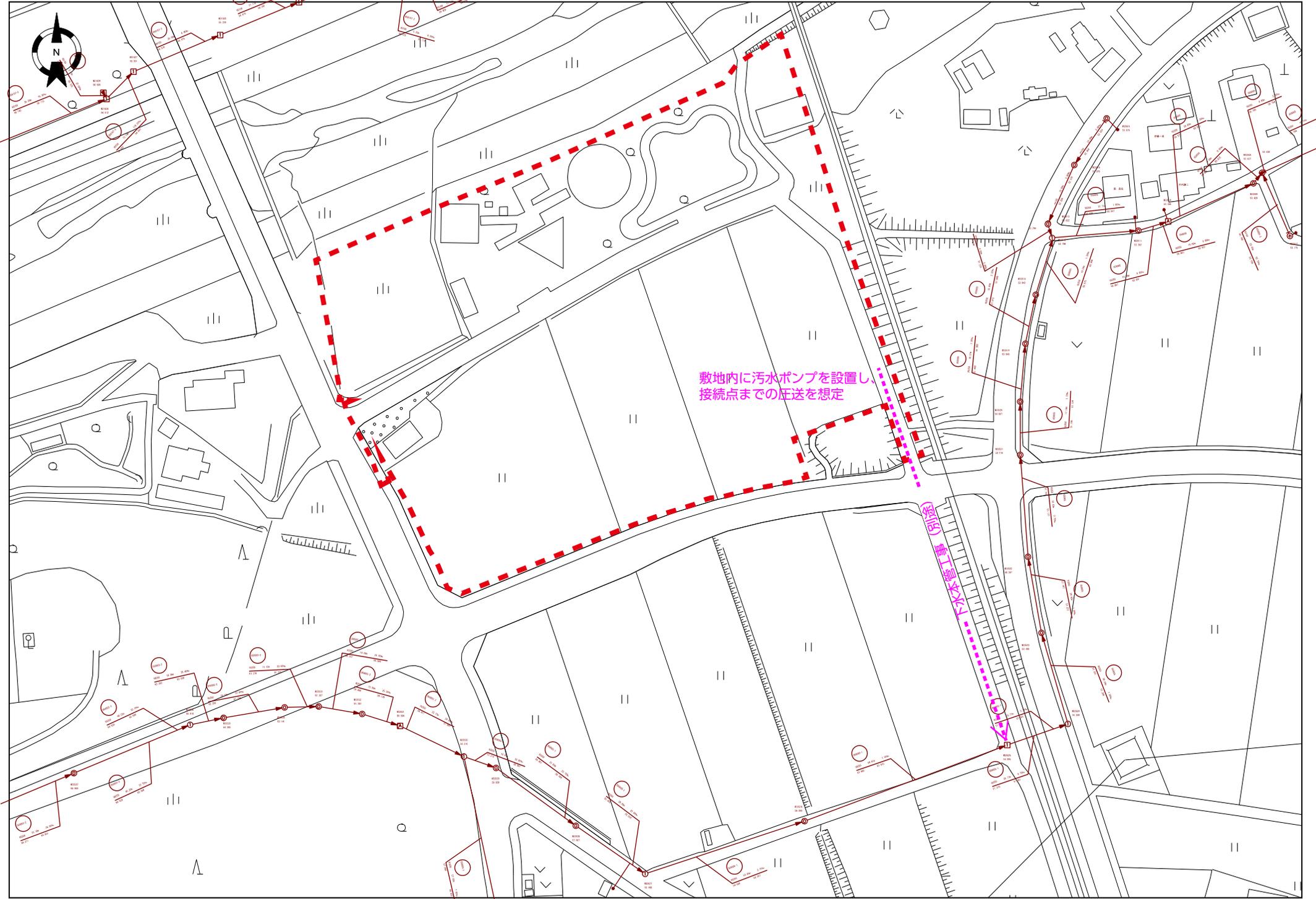
- ・園の近くの森や川に出かけて自然の中で全身を使って遊び、自分のやりたいと感じた事に時間が許される限り没頭している。
- ・畑で野菜を育て収穫、調理をしたり、プランターや花壇で植物を栽培したり、植物の変化やそこによって来る小さな虫などを観察している。
- ・園でメダカやウサギなどを飼育する、森や野原、川で採った生き物を飼育・観察するなど、生物の成長や生命の循環を学んでいる。
- ・近くの森やあぜ道、斜面や凹凸のあるところで走り回り、体を動かしている。

○こういうことをやりたい

- ・子どもが年齢に応じて多様に体を動かすことができる。
（登る、よじ登る、ぶら下がる、引っ張る、押す、手首をひねる等）
- ・決められた遊び場（遊具）だけでなく、こどもたちが自分で考えて遊ぶことができる。
（砂場、水遊びの場、泥だんこ、落ち葉等）
- ・風、光、気温などを感じられることの他に、たくさんの感触（ぬるぬる、べたべた、ちくちくなど）を感じられるようなしかけがある。
- ・毎日の活動の場である園庭に自然や生態系を取り入れ、こどもたちが想像力や創造力を広げて自由に遊べる。
- ・四季が感じられ、1年中戸外で遊びが十分にできる。







敷地内に汚水ポンプを設置し、
接続点までの圧送を想定

(仮) 重工業排水

SDGsの該当目標



自然保育で「生き抜く力」を育む

保育士研修事業

事業開始年月日 平成29年4月1日

こんなところが
「いなべブランド」

いなべ市内の公立・社協立の認定こども園全10園では、専門家を招いて研修を行い、自然保育に取り組んでいます。

自然体験を通して、こどもたちの知的好奇心や感性が豊かに生まれ、社会性、自尊心、自己肯定感、主体性など「非認知的能力」の向上が期待されると言われています。

園庭だけでなく、園周辺の森林や川、田畑をフィールドに幼少期からの自然保育を展開しています。

事業概要

自然保育（旧称：野外体験保育）とは、野外を中心とした地域の自然を活用した体験活動を取り入れた保育・幼児教育のことで、国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」において、こどもの育ちには豊かな「遊びと体験」が不可欠であることが明記されています。

園では、いなべ市の次代を担うこどもたちが「生き抜く力」を身に付けて健やかに育ち、地域社会の絆や豊かな川、里山に愛着をもって次世代に引き継げるよう、こどもを主役に自然保育を進めて

います。研修を受けた保育士をはじめとする周囲の大人が、こどもの多様性と興味関心を尊重し、こどもが持つ「自ら学び成長する力」を信じ、見守り、育むことを心がけています。

また、園庭や、園外活動が中心となるため、危険個所の点検・整備によって保育環境を整えるとともに、活動フィールドの所有者や自治会関係者など地域へ主旨を説明し、地域の方や保護者の理解を得ながら進めています。



自然保育の様子①



自然保育の様子②

評価・
マスコミ
紹介等

- みえ自然保育協議会理事就任(R5年度～)
- 事例発表
- 森と自然の育ちと学びラボ2021(「地域連携」の仕組みづくり)
 - (R3年度)＜主催：森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク、(公社)国土緑化推進機構＞
 - 第1回みえ森林教育シンポジウム(幼児教育・保育セッション)
 - (R4年度)＜主催：三重県＞
 - 支援事例オンライン検討会
 - (R5年度)＜主催：日本自然保育学会 実践・研究推進委員会(保育環境の充実のあり方に関するワーキンググループ)＞

お問合せ

健康こども部 保育課
電話 0594-86-7823
FAX 0594-86-7864
住所 いなべ市北勢町阿下喜31



a. 基本設計

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	○	
(5) 基本設計図書の作成		○	
(6) 概算工事費の検討		○	
(7) 基本設計内容の説明等		○	

b. 実施設計

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○	

(注)：業務内容のうち、対象外業務欄に記載された業務は、委託しない業務とする。

敷地調査特記仕様書

本特記仕様書は、いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務のうち、敷地調査に係る業務に適用する。

本特記仕様書に記載されていない事項は、「敷地調査共通仕様書」（令和4年国営整第151号）を準用する。ただし、「敷地調査共通仕様書」第1章と「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年3月26日国営整第213号）第1章が、整合しない事項については、監督員と協議するものとする。

1. 敷地調査場所

いなべ市大安町大井田地内

2. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

3. 敷地調査主任技術者の資格要件

(1) 測量関係

○測量法（昭和24年法律第188号）による測量士

(2) 建築物その他調査関係

○測量法（昭和24年法律第188号）による測量士若しくは建築物その他調査に関し7年以上の実務経験を有する者又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者

(3) 地盤調査関係

○解析等調査関係 次のいずれかの資格を有する者

○地質調査業者登録規定の指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士

○地質調査業者登録規定により登録された技術管理者（技術士を除く）

○地盤調査関係 次のいずれかの資格を有する者

○地質調査業者登録規定により現場管理者に登録された者

○（一社）全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士

○実務経験者

○大学・高専で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者

○高校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ、10年以上の実務経験者

○その他の者にあっては、12年以上の実務経験者

4. 成果品その他（敷地調査共通仕様書15節参照）

(a) 調査報告書の提出部数 各1部（紙媒体及び電子データ）

(b) 記録写真 ○要 ・ 不要

5. 敷地調査業務内容

(1) 敷地測量（範囲・図示（附近見取図）・（ ））

- ・平面測量（4級基準点測量、現地測量 1/250）
- ・水準測量（仮BM設置、横断測量（東西方向、南北方向））
- ・その他（用地測量（復元測量、境界確認、土地境界確認書作成））

(a) 提出図の縮尺等は下表による。

種別	名称	縮尺	用紙サイズ	備考
平面測量	平面図	1/250	A1又はA2	真北の測定・要・不要
	求積図	N.S	A1又はA2	
	測量計算書		A4	
水準測量	高低図	1/250	A1又はA2	等高線の記入・要・不要 平面図との兼用可
	横断面図	1/250	A1又はA2	

(b) 野帳の提出　　・要　・不要

(c) CADデータの提出　・要　・不要

(d) 現況写真の提出　　・要　・不要

(2) 建築物その他調査

- ・建物調査
- 排水調査（範囲・図示○（開発許可手続上必要な範囲））
- ・工作物及び立木調査
- ・電気設備調査
- ・機械設備調査
- ・敷地の履歴調査

(a) CADデータの提出　○要　・不要

(b) 現況写真の提出　　○要　・不要

(3) 地盤調査

地盤調査、土質試験及びその他の試験の適用は下表の想定による。

実際の調査内容及び試験内容の詳細は、基本設計での検討状況を踏まえ、監督員との協議により決定するものとする。

調査・試験 種別等			No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
地 盤 調 査	ボーリング	位置は監督員の指示による	○	○	○	○
		想定深さ	10m	10m	10m	10m
		粘土・シルト層 2.5/10m				
		砂・砂質土層 2.5/10m				
	礫混じり土砂層 2.5/10m					
	玉石混じり土砂層 2.5/10m					
	孔径	φ66mm	φ66mm	φ66mm	φ66mm	
サンプリング	乱れの少ない試料 (固定ピストン式 シンウォールサンプラー)					
		乱れた試料 (標準貫入試験によって得られた試料)	○	○	○	○
	サウンディング	標準貫入試験	○	○	○	○
土 質 試 験	物理試験	土粒子密度試験				
		含水比試験				
		粒度試験				
		液性限界・塑性限界試験				
	変形・強度試験	一軸圧縮試験				
	厚密試験	段階載荷厚密試験				

(4) その他 受注者は、本仕様書に記載のない事項で、業務遂行上、追加調査又は新たな調査業務が必要な場合は、監督員に報告し、その実施について協議すること。

解体設計業務特記仕様書

本特記仕様書は、いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務のうち、既存建築物等解体設計業務部分に適用する。本特記仕様書に記載されていない事項は、「いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務委託 特記仕様書」による。

1 業務の概要

本業務は、いなべ市立笠間こども園再建事業園舎建設予定地に存する既存建築物等の、解体工事を実施するために必要な調査を行い、設計図書の作成及び工事費積算を実施するものである。

2 解体対象施設等の概要

(1) 旧大安中央児童センター（通称○△□（まるさんかくしかく））

- ア 施設名称 大安中央児童センター
- イ 敷地の場所 いなべ市大安町大井田2717番地3
- ウ 構造規模
 - (ア) ○（まる） RC造1階建 331 m²
 - (イ) △（さんかく） S造1階建 311 m²
 - (ウ) □（しかく） RC造1階建 250 m²
 - (エ) 事務所棟 S造1階建 60.75 m²
- エ 建設年度 昭和61年

(2) 旧鉄道展示場

- ア 施設名称 旧鉄道展示場
- イ 敷地の場所 いなべ市大安町大井田2717番地3
- ウ 構造規模 S造1階建約 100 m²
- エ 建設年度 昭和61年頃

(3) 農機具小屋

- ア 施設名称 農機具小屋
- イ 敷地の場所 いなべ市大安町大井田3307番地1
- ウ 構造・規模 鉄骨造1階建て約70m²
- エ 建設年度 平成元年頃

(4) その他 新園舎建設に当たり解体撤去が必要となる工作物（樹木、各種舗装、水路・側溝類、 囲障、設備機器、電気・水道等）一式

3 業務仕様

- (1) 設計業務の内容及び範囲は、「いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務委託 特記仕様書」第2 1 (1) イ 実施設計に準ずるほか、次による。
 - ア 調査業務

(ア) 既存設計図書等資料と現地建物・敷地全体を確認し、解体撤去に必要な内容を設計業務に反映させること。調査の結果、障害物、公害関係及び設備関連事項等について問題が生じる恐れがあると判断される事項は、監督員に状況を報告の上、対応を協議すること。

(ア) アスベスト含有調査業務については別途発注しており、調査結果を確認し、設計に反映すること。なお、追加調査又は新たな調査業務が必要な場合は監督員に報告するものとする。

イ 設計図書の作成及び積算業務

(ア) 解体工事に必要な設計図書の作成及び工事費積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

(イ) 旧大安中央児童センター（通称〇△□）の解体設計は、解体工事に係る設計図書の作成及び積算業務を過年度に実施しており、この成果品を利用することができる。ただし、積算業務は、設計単価を見直し、再積算を行うものとする。

(2) 業務の実施

「いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務委託 特記仕様書」第2 2業務の実施による。

(3) 成果物、提出部数等

「いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務委託 特記仕様書」第2 3 成果物、提出部数等による。

基準等	制定又は監修	年版等
a. 性能関連		
○ 官庁施設の基本的性能基準	国土交通省	R 6
○ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	国土交通省	H25
・ 官庁施設の総合耐診断・改修基準	国土交通省	H 8
○ 官庁施設の環境保全性基準	国土交通省	R 7
○ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	国土交通省	H18
○ 官庁施設の防犯に関する基準	国土交通省	H21
○ 官庁施設の津波防災診断指針	国土交通省	R 2
b. 建築設計関連		
○ 建築設計基準	国土交通省	R 7
○ 建築設計基準の資料	国土交通省	R 7
○ 建築構造設計基準	国土交通省	R 3
○ 建築構造設計基準の資料	国土交通省	R 3
○ 構内舗装・排水設計基準	国土交通省	H27
○ 構内舗装・排水設計基準の資料	国土交通省	H27
○ 建築工事標準詳細図	国土交通省	R 4
○ ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル	三重県	R 7
c. 設備設計関連		
○ 建築設備計画基準	国土交通省	R 6
○ 建築設備設計基準	国土交通省	R 6
○ 排水再利用・雨水利用システム計画基準	国土交通省	H28
・ 官庁施設における雪冷房システム計画指針	国土交通省	H20
・ 官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン	国土交通省	H21
○ 建築設備設計計算書作成の手引	国土交通省	R 6
○ 建築設備耐震設計・施工指針2014年版	(独) 建築研究所	H26
d. 木造設計関連		
○ 木造計画・設計基準	国土交通省	R 7
○ 木造計画・設計基準の資料	国土交通省	R 7
○ いなべ市公共建築物等木材利用方針	いなべ市	H24
e. 標準仕様書関連		
○ 公共建築工事標準仕様書	国土交通省	R 7
○ 公共建築改修工事標準仕様書	国土交通省	R 7
○ 公共木造建築工事標準仕様書	国土交通省	R 7
○ 建築物解体工事共通仕様書	国土交通省	R 4
○ 公共建築設備工事標準図	国土交通省	R 7
・ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）	文部科学省	R 7
・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）	文部科学省	R 7
・ 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）	文部科学省	R 4

・ 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）	文部科学省	R 4
・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）	文部科学省	R 7
・ 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）	文部科学省	H31
f. 工事費積算関連		
○ 公共建築工事積算基準	国土交通省	H28
○ 公共建築工事標準単価積算基準	国土交通省	R 7
○ 公共建築数量積算基準	国土交通省	R 5
○ 公共建築設備数量積算基準	国土交通省	R 7
○ 公共建築工事共通費積算基準	国土交通省	R 7
○ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）	国土交通省	R 7
○ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）	国土交通省	R 7
○ 公共建築工事積算基準等関連資料	国土交通省	R 7
・ 文部科学省建築工事標準単価積算基準（特記基準）	文部科学省	R 7
g. 業務関連		
○ 公共建築設計業務委託共通仕様書	国土交通省	R 6
・ 建築工事監理業務委託共通仕様書	国土交通省	R 6
○ 敷地調査共通仕様書	国土交通省	R 4
○ 建築工事設計図書作成基準	国土交通省	R 2
○ 建築設備工事設計図書作成基準	国土交通省	R 6
h. 電子納品関連		
・ 営繕工事電子納品要領	国土交通省	R 3
・ 建築設計業務等電子納品要領	国土交通省	R 3
・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	国土交通省	R 4
i. 土木設計・積算関連		
○ 文部科学省土木工事標準仕様書	文部科学省	R 4
○ 三重県公共工事共通仕様書	三重県	R 7
○ 積算基準	三重県	R 7
○ 宅地等開発事業に関する技術マニュアル	三重県	H30
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術マニュアル	三重県	R 7

（注）：年版について改定されている場合は最新版を適用する。

(1) 基本設計

成果物	原図	複写版		備考
		部数	製本形態	
a. 建築（総合） ① 建築総合基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上げ概要書 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ② 各種検討書 敷地利用計画 動線計画 ゾーニング計画 建物計画 外観・内観計画 外構計画 木造・木質化計画 防災避難計画 セキュリティー計画 省エネ・環境保全計画 維持管理計画 ライフサイクルコスト ユニバーサルデザイン 防音計画 仮設計画	各1部	1部	ファイル綴じ （仕上がりA4） 詳細は監督員の指示による	
b. 建築（構造） ① 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ② 各種検討書 耐震計画 構造計画	各1部	1部	ファイル綴じ （仕上がりA4） 詳細は監督員の指示による	

地業計画				
c. 電気設備 ○ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ○ 各種検討書 ライフサイクルコスト 省エネ・環境保全 維持管理計画 防災計画 セキュリティ計画 再生可能エネルギー 非常用電源	各1部	1部	ファイル綴じ (仕上がりA4) 詳細は監督員の指示による	
d. 機械設備 ○ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ○ 各種検討書 ライフサイクルコスト 省エネ・環境保全 維持管理計画 防災計画 空調方式・熱源種別 雨水利用 井戸利用	各1部	1部	A4又はA3ファイル綴じ 詳細は監督員の指示による	
e. 土木 ○ 土木(敷地造成)基本設計図書 土木(敷地造成)計画説明書 土木(敷地造成)設計概要書	各1部	1部	ファイル綴じ (仕上がりA4) 詳細は監督員の指示による	
f. その他 ○ 透視図(外観及び内観) ○ エスキス模型写真 ○ 工程計画 ○ 各種関係法令手続リスト	各1部	1部	A4又はA3ファイル綴じ 詳細は監督員の指示による	データ共 データ共

○ 敷地調査業務成果品（速報版）				
g. 資料	各1部	1部	ファイル綴じ （仕上がりA4） 詳細は監督員の指示による	
○ 工事費概算書				
○ 各種技術資料				
○ 各記録書				
○ CADデータ				CD-R等

(注)

- : 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計をいう。
- : 「建築（構造）」「電気設備」「機械設備」「土木」の成果物は、「総合」の成果物の中を含めることができる。
- : 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。
- : 基本設計図書は、適宜、追加してもよい。
- : 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
- : 成果物の形態・綴じ方・とりまとめ方法等、詳細については、事前に監督員と協議すること。

(2) 実施設計

成果物	原図	複写版		備考
		部数	製本形態	
a. 建築（総合） ① 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 屋根伏図 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 日影図 仮設計画図	1部	1部 3部	非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 （仕上がりA4）	
b. 建築（構造） ① 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 架構図 部材リスト・断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ② 構造計算書	1部 1部	1部 3部 1部	非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 （仕上がりA4） 非縮小版 （仕上がりA4）	
c. 電気設備 ① 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図	1部	1部 3部	非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 （仕上がりA4）	

配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ◎ 電気設備計設計計算書	1部	1部	ファイル綴じ (仕上がりA4)	
d. 機械設備 ◎ 空気換気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ◎ 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図	1部	1部 3部	非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 (仕上がりA4)	
	1部	1部 3部	非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 (仕上がりA4)	

防災施設図
法面保護図
地盤改良図

○ [道路土工]

平面図
縦断図
横断図
標準横断図
舗装詳細図
道路付属施設詳細図

○ [広場・歩道舗装]

平面図
縦断図
横断図
標準横断図
舗装詳細図
広場・歩道付属施設詳細図

○ [排水工]

平面図
縦断図
構造詳細図

○ [共同溝]

平面図
縦断図
構造詳細図

○ [法面保護]

平面図
展開図
構造詳細図

○ [運動場（屋外遊戯場）]

平面図
排水計画図
構造詳細図

<ul style="list-style-type: none"> ○ [環境緑化] <ul style="list-style-type: none"> 平面図 構造詳細図 ○ [取りこわし及び舗装補修] <ul style="list-style-type: none"> 平面図 構造詳細図 ○ [その他] <ul style="list-style-type: none"> 各種計算書 工事費概算書 その他造成工事に必要な設計図 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 一式 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 1部 3部 	<ul style="list-style-type: none"> ファイル綴じ ファイル綴じ (仕上がりA4) 非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 (仕上がりA4) 	
f. 解体 <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存建築物等解体工事設計図 	一式	<ul style="list-style-type: none"> 1部 3部 	<ul style="list-style-type: none"> 非縮小版二つ折 A3縮小版二つ折 (仕上がりA4) 	
g. 建築積算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 単価作成資料 ○ 見積書等関係資料 ○ 工事設計仕様書（内訳書） ○ 営繕工事積算チェックマニュアル 数量算出チェックリスト 積算数量調書チェックリスト 数量チェックシート 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 1部 1部 1部 1部 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 1部 1部 1部 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ (仕上がりA4) 	
h. 電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備工事積算数量算出書 ○ 電気設備工事積算数量調書 ○ 単価作成資料 ○ 見積書等関係資料 ○ 工事設計仕様書（内訳書） ○ 営繕工事積算チェックマニュアル 数量算出チェックリスト 積算数量調書チェックリスト 数量チェックシート 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 1部 1部 1部 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ ファイル綴じ (仕上がりA4) 	

i. 機械設備積算				
○ 機械設備工事積算数量算出書	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 機械設備工事積算数量調書	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 単価作成資料	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 見積書等関係資料	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 工事設計仕様書（内訳書）	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 営繕工事積算チェックマニュアル 数量算出チェックリスト 積算数量調書チェックリスト 数量チェックシート	各1部	1部	ファイル綴じ （仕上がりA4）	
j. 土木(敷地造成)積算				
○ 土木工事積算数量算出書	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 土木工事積算数量調書	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 単価作成資料	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 見積書等関係資料	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 工事設計仕様書（内訳書）	各1部	1部	ファイル綴じ （仕上がりA4）	
k. 解体工事積算				
○ 解体工事積算数量算出書	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 解体工事積算数量調書	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 単価作成資料	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 見積書等関係資料	各1部	1部	ファイル綴じ	
○ 工事設計仕様書（内訳書）	各1部	1部	ファイル綴じ （仕上がりA4）	
l. その他				
○ 透視図	一式	1部	A2カラー	
・ 透視図の写真	一式			
○ 模型	一式			
・ 模型の写真	一式		適宜	
○ 確認済証	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 開発許可証	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 省エネルギー関係計算書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ リサイクル計画書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 設計説明書	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 概略工事工程表	一式	1部	ファイル綴じ	
○ ユニバーサルデザイン関係書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 三重県景観計画関係書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 土壌汚染対策法に係る届出書類	一式	1部	ファイル綴じ	

○ 環境保全に係る届出書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 河川保全区域内の行為の許可申請書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 砂防指定地内行為許可申請書類	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 環境保全に係る届出書類	一式	1部	ファイル綴じ (仕上がりA4)	
m. 資料				
○ 各種技術資料	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 各記録書	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 構造計算データ	一式	1部	ファイル綴じ	
○ 敷地調査業務成果品	一式	1部	ファイル綴じ (仕上がりA4)	
○ CADデータ	一式			CD-R等

(注)

- : 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計をいう。
- : 「建築（構造）」「電気設備」「機械設備」「土木」の成果物は、「総合」の成果物の中を含めることができる。
- : 実施設計図書は、適宜、追加してもよい。
- : 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
- : 成果物の形態・綴じ方・とりまとめ方法等、詳細については、事前に監督員と協議すること。